

志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会資料

## 志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会規約改正(案)

平成24年12月18日

# 志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約 (案)

(名 称)

第1条 本会は、「志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、志津見ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「志津見ダム水源地域ビジョン」(以下「水源地域ビジョン」という。)の推進と関係組織相互の協働・連携・支援等を図ることを目的とする。

(内 容)

第3条 委員会は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) ビジョンの推進にかかる事項の検討
- (2) アクションプランの実施内容のフォローアップ
- (3) アクションプラン実施のための関係組織相互の連携・調整・支援
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第4条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げるとおりとする(所属及び役職)。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員の任期は特に設けないものとする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料は、原則として公開とする。但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所及び飯南町企画財政課におく。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成24年3月13日から施行する。

平成24年12月 日改正